

こ支総第 124 号
令和 8 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

自殺対策基本法に基づく協議会の設置及び運営に関する
ガイドラインの策定について (通知)

平素より政府の自殺対策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、自殺対策基本法の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 64 号) により改正された自殺対策基本法 (平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。) において、地方公共団体は、法第 19 条 (自殺発生回避のための体制の整備等) 及び第 20 条 (自殺未遂者等の支援) の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会を置くことができることとされ、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これに伴い、地方公共団体が協議会を設置及び運営する際の基本的な考え方を別添のとおり取りまとめましたので、十分御了知の上、都道府県知事におかれては貴管内市町村 (特別区を含む。) 及び関係機関・団体等に対して、指定都市市長におかれては関係機関・団体等に対して、周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようよろしくをお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。